

組合員・利用者の皆様へ

集金業務・口座開設にかかる対応について

平素より、JA事業につきましては格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、昨年より当JAで発生いたしました不祥事に関しましては、組合員・利用者の皆様に大変なご迷惑とご心配をお掛けしていることを心よりお詫び申しあげます。

今般、コンプライアンス態勢の強化および不祥事未然防止の観点から、集金業務・口座開設について下記のとおり対応させていただくこととなりました。

組合員・利用者の皆様方には大変なご迷惑とご不便をおかけしますが、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申しあげます。

記

1 集金業務の廃止について

(1) 廃止する集金業務

- ・普通貯金・定期積金・積立定期貯金、共済掛金、購買代金（配達時の集金を含む）

(2) 廃止時期

令和2年12月

(3) 集金業務廃止後の対応

現在ご契約いただいております定期積金・共済掛金等につきましては、口座振替や窓口でのお取引をお願いします（共済掛金の口座振替の場合は、割引措置もございます）

2 現金のお届けについて

当JA職員が現金をお届けすることを取りやめいたします。出金・解約等で現金を伴うお取引につきましては必ずご来店いただき、窓口でのお受け取りをお願いします。

3 口座開設について

口座開設については、最寄りの支店にて手続きをお願いします。当JA職員が訪問のうえ口座開設申込書等をお預かりすることはできませんのでご了解ください。

また今後は、複数の普通貯金口座を開設することはできませんので、当JAで既にお持ちの普通貯金（総合口座含む）口座をご利用ください。

4 その他

当JA職員が、組合員・利用者の皆様のご印鑑をお預かりすること、キャッシュカードの暗証番号をお聞きすることはありません。また、お借入れの担保品となる場合を除き、通帳・証書等の重要物を長期にわたりお預かりすることはありません。

組合員・利用者の皆様との対応について、ご不明な点や不審な点がございましたら、直接JA本店（経営対策部：0920-52-1116）までご連絡ください。

以上